

雨水貯留浸透施設設置補助金について

補助金手続の流れ

1 施設の計画	<p>設置したい雨水貯留浸透施設の計画を決めてください。 付近に迷惑をかけないかどうか調べてください。 事前に下水道課にご相談ください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>補助の対象となる施設</th><th>補助の対象とならないもの</th></tr></thead><tbody><tr><td>既存浄化槽転用雨水貯留槽 雨水貯留槽 雨水浸透ます 雨水浸透管 浸透側溝 透水性舗装</td><td>・過去に補助金の交付を受けている場合 ・既にある左に掲げる施設の作り替え ・補助の承認前に設置したもの ・補助金の限度額を超える部分 ・他の補助金を受けるもの ・法令等で設置の義務があるもの ・補助金の交付が不適当なもの</td></tr></tbody></table> <p>補助金は改造工事又は設置に要した経費に2/3を乗じて得た額。 ただし、7.5万円を限度額とします。 施工業者等から見積書やパンフレットなどをもらってください。 施工業者を決めてください。 借地などの場合は所有者に承諾をいただいでください。</p>	補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの	既存浄化槽転用雨水貯留槽 雨水貯留槽 雨水浸透ます 雨水浸透管 浸透側溝 透水性舗装	・過去に補助金の交付を受けている場合 ・既にある左に掲げる施設の作り替え ・補助の承認前に設置したもの ・補助金の限度額を超える部分 ・他の補助金を受けるもの ・法令等で設置の義務があるもの ・補助金の交付が不適当なもの
補助の対象となる施設	補助の対象とならないもの				
既存浄化槽転用雨水貯留槽 雨水貯留槽 雨水浸透ます 雨水浸透管 浸透側溝 透水性舗装	・過去に補助金の交付を受けている場合 ・既にある左に掲げる施設の作り替え ・補助の承認前に設置したもの ・補助金の限度額を超える部分 ・他の補助金を受けるもの ・法令等で設置の義務があるもの ・補助金の交付が不適当なもの				
2 補助金の申請	補助金交付申請書（様式第1号及び関連書類）を提出してください。 受付窓口は役場下水道課です。				
3 補助金交付の承認	・審査のうえ補助金交付決定通知書（様式第2号）をお送りいたします。				
4 工事着手	内容変更がある場合は、補助金交付変更申請書（様式第3号）の手続きをしてください。				
5 工事完了	工事代金請求書や領収書を保管しておいてください。				
6 実績報告	補助事業実績報告書（様式第5号）を提出してください。				
7 検査	・実績報告書が提出されてから完了検査に伺います。ご協力ください。				
8 補助金の請求	検査に合格した後、補助金交付請求書（様式第7号）を提出してください。				
9 補助金の支払	・補助金の請求後に指定の口座へ振り込みいたします。				

7年を経過しなければ、補助金を交付された施設を廃止することはできませんので、申請にあたりご注意ください。

印は皆様からの手続き、・印は役場の手続

お問い合わせ先

幸田町建設部下水道課

TEL 0564 - 63 - 5128

FAX 0564 - 63 - 5129